

別添資料 2

事業収支に関する事項

当該施設の収支計画書を作成し、指定管理料の金額を積算するにあたっては、以下の点に留意する。

1 指定管理料

協定より定める指定管理料は、提案の金額を基本として、施設の管理運営に要する費用（光熱水費及び修繕費等を除く）額とする。

2 施設運営収入

（1）利用料金収入

本事業では、使用料金制を導入しているため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金は、度会町の収入とする。利用料の徴収事務に関しては、地方自治法施行令第158条第1項第1号に基づきこれを委託し、度会町会計規則に基づき各種事業を行う。

利用料金の減免・還付については、宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例第6条に基づき行う。

（2）自主事業収入

積算上は、指定管理者が自らの発案により実施する事業に伴う収入は、指定管理者とする。

ただし、実施には度会町の承認を得ること。また、場合により（名目により）度会町の収入となることがある。

3 施設運営支出

（1）管理運営支出

指定管理者が行わなければならない管理・運営業務に伴う、指定管理者の人件費、消耗品費、保険料及び施設が整備しなければならない委託料（外部委託した場合）等を含む。

※定例保安手数料及び消防設備点検委託料は、町が負担する。

※消耗品（塩素、薬剤、券売機用紙、事務消耗品等以外）は町が負担する。

※備品の購入は、度会町と協議した上で決定し、その費用は、町が負担する。

※光熱水費（電気・水道）は、町が負担する。ただし、指定管理者は節水節電に努めなければならない。

（2）自主事業支出

自主事業の実施に必要な費用は、指定管理者が負担する。

4 その他

記載金額については税込金額とする。